

網走東部国有林の 地域別の森林計画書

(網走東部森林計画区)



【知床連山】

計画期間
自 平成18年4月 1日
至 平成28年3月31日



国民の森林・国有林
北海道森林管理局



網走東部森林計画区的位置図



凡 例	
国 有 林	
主 要 山 岳	
鉄 道	
森林計画区界	
市 町 村 界	
森林管理署等	



北見市、端野町、留辺蘂町及び常呂町は、平成18年3月5日をもって合併し「北見市」となることになっています。また、女満別町と東藻琴村も、平成18年3月31日をもって合併し「大空町」となることになっています。(位置図は合併前のものです。)

担当者の職名及び氏名並びに樹立に従事した期間

職 名	氏 名	樹立に従事した期間
計 画 課 長	崎 野 健 輔	平成 1 7 年 4 月 ~ 1 2 月
流 域 管 理 指 導 官	木 村 和 久	平成 1 7 年 4 月 ~ 1 2 月
企 画 官	木 村 嗣 典	平成 1 7 年 4 月 ~ 1 2 月
企 画 官	若 松 裕	平成 1 7 年 4 月 ~ 1 2 月
課 長 補 佐	落 合 昭 男	平成 1 7 年 4 月 ~ 1 2 月
管 理 官	立 野 政 信	平成 1 7 年 4 月 ~ 1 2 月
管 理 官	三 浦 雄 幸	平成 1 7 年 4 月 ~ 1 2 月
森 林 施 業 調 整 官	東 本 祐 司	平成 1 7 年 4 月 ~ 1 2 月
企 画 係 長	渡 邊 淳 一	平成 1 7 年 8 月 ~ 1 2 月
企 画 係 長	藤 岡 義 生	平成 1 7 年 4 月 ~ 7 月
経 営 計 画 第 一 係 長	古 川 倫 章	平成 1 7 年 4 月 ~ 1 2 月
経 営 計 画 第 二 係 長	古 澤 秀 一	平成 1 7 年 4 月 ~ 1 2 月
経 営 計 画 第 三 係 長	飛 島 志 信	平成 1 7 年 4 月 ~ 1 2 月
経 営 計 画 第 四 係 長	川 崎 文 圭	平成 1 7 年 4 月 ~ 1 2 月
経 営 計 画 第 五 係 長	村 上 敬 一	平成 1 7 年 4 月 ~ 1 2 月
経 営 計 画 第 六 係 長	今 憲 人	平成 1 7 年 8 月 ~ 1 2 月
経 営 計 画 第 六 係 長	渡 邊 淳 一	平成 1 7 年 4 月 ~ 7 月

樹 立 年 月 日 平成 1 7 年 1 2 月 2 7 日

は し が き

この計画は、森林法第7条の2の規定に基づき、全国森林計画（平成16年6月変更）に即して、網走東部森林計画区に係る国有林について、森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項等を定めるものです。

1 森林計画制度とは

無秩序な森林の伐採や開発は、森林の荒廃を招き、山崩れや風水害による災害を生じさせる原因となります。また、無計画な伐採は森林資源を減少させ、林産物供給の面でも大きな混乱をきたすおそれがあります。しかも、森林の造成は超長期の年月を要することから、一旦このような状態になってから森林の機能の回復を図ることは容易でなく、国民経済に大きな影響を及ぼします。

そのため、総合的な視点に立った計画的かつ適切な森林の取扱いが必要であることから、森林法によって森林計画制度が設けられています。

2 国有林の森林計画制度の体系

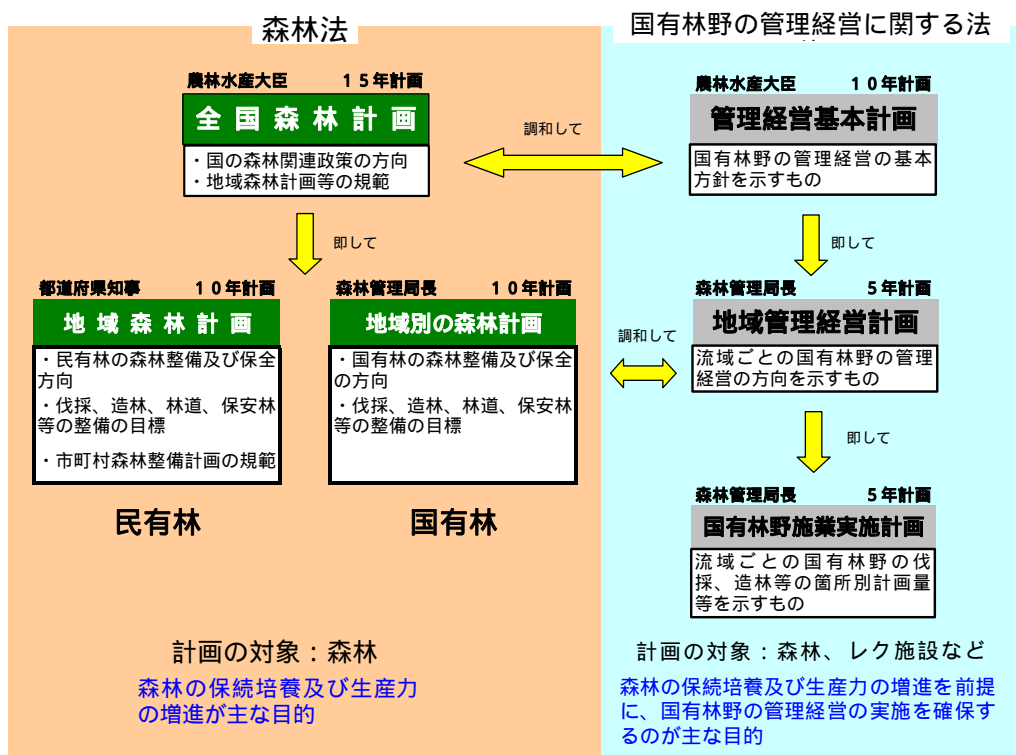
国有林に関する森林計画の体系は2つあります（下図参照）。

ひとつは、森林法に基づく国有林の地域別の森林計画で、これは対象となる森林資源の現況から森林の整備及び保全に関する計画を定めたものです。

もうひとつは、国有林野の管理経営に関する法律に基づく地域管理経営計画で、これは森林のほか貯木場や苗畑、レクリエーション施設や貸地といった土地も含めて立てる国有林野の管理経営の方針で各計画区ごとに定める5カ年の計画です。

また、国有林野施業実施計画は、地域管理経営計画に即して具体的な箇所ごとの伐採や造林、保護林の設定や森林空間の利用などの計画を林小班単位で定める5カ年の計画です。

なお、下記の計画は、いずれも5年ごとに立てるものです。



目 次

計 画 の 大 綱	
1 自然的、社会経済的背景と森林計画区の位置づけ	3
2 計画樹立に当たっての基本的考え方	5
計 画 事 項	
1 計画の対象とする森林の区域	1 3
2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	1 3
(1) 森林の有する機能別の森林の所在及び面積	1 3
(2) 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	1 3
(3) その他必要な事項	1 6
3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項	1 7
(1) 森林の立木竹の伐採に関する基本的事項	1 7
(2) 伐採立木材積	1 8
(3) その他森林の立木竹の伐採に関する必要な事項	1 8
4 造林面積その他造林に関する事項	1 9
(1) 造林に関する基本的事項	1 9
(2) 人工造林及び天然更新別の造林面積	2 0
(3) その他造林に関する必要な事項	2 0
5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項	2 0
(1) 間伐及び保育に関する基本的事項	2 0
(2) 間伐立木材積	2 2
(3) その他間伐及び保育に関する必要な事項	2 2
6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項	2 2
(1) 公益的機能別施業森林の区域	2 2
(2) 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法	2 2
(3) その他必要な事項	2 3
7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項	2 3
(1) 林道の開設及び改良に関する基本的な考え方	2 3
(2) 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等	2 3
(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在 及びその搬出方法	2 3
(4) その他必要な事項	2 3
8 森林施業の合理化に関する事項	2 3
(1) 林業に従事する者の養成及び確保	2 3
(2) 林業機械の導入の促進	2 4
(3) 作業路等の整備	2 4
(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備	2 4
(5) その他必要な事項	2 4

9	森林の土地の保全に関する事項	2 4
(1)	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	2 4
(2)	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法	2 4
(3)	土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	2 4
(4)	その他必要な事項	2 5
10	保安施設に関する事項	2 5
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	2 5
(2)	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	2 5
(3)	実施すべき治山事業の数量	2 5
(4)	その他必要な事項	2 5
11	その他必要な事項	2 5
(1)	法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	2 5
(2)	森林の保護及び管理	2 8
(3)	その他必要な事項	2 9

別 表

別表1	森林の有する機能別の森林の所在及び面積	3 3
別表2	計画期間において達成し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	3 7
別表3	伐採立木材積	3 7
別表4	人工造林及び天然更新別の造林面積	3 7
別表5	公益的機能別施業森林の区域	3 8
別表6	開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等	4 0
別表7	更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法	4 4
別表8	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	4 4
別表9	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法	4 4
別表10	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	4 5
10 - 1	保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積	4 5
10 - 2	計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等	4 5
10 - 3	計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積	4 5
別表11	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	4 5
別表12	治山事業の数量	4 6
別表13	法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	4 7

計 画 の 大 綱



1 自然的、社会経済的背景と森林計画区の位置づけ



自然的条件

- 位置**：北海道の北東部に位置し、網走支庁管内の東部に位置しています。西は上川南部計画区に、南西は十勝計画区に、南は釧路根室計画区に、北西は網走計画区に接しており、北はオホーツク海に面しています。
- 地形**：山地は、西端の東大雪山系から東に、北見山地、千島火山脈と続く綾線部からオホーツク海へと緩やかに連なる丘陵地と、これらに挟まれる小盆地からなっています。
- 河川**：網走川、常呂川、斜里川をはじめとする多数の河川が流れ、丘陵地を下り、農地、都市部を潤しながらオホーツク海に注いでいます。また、海岸部はサロマ湖から知床半島にかけ弓状に海岸線が続き、網走湖、能取湖などの湖沼群が点在しています。
- 気候**：海岸部は海洋性気候で比較的温和であるが、時に海霧による冷夏、冬季は流氷に覆われます。また、内陸部は、大陸性気候で寒暖の差が著しく、山間部においては冬季の積雪量も多くなっています。
- 土壌**：海岸段丘部に重粘土、平地河川沿いに泥炭土壌、内陸山地では主として褐色森林土壌からなり火山灰を母材とするものが広く分布しています。
- 森林帯**：本計画区の森林帯は、西側は冷温帯林から亜寒帯林への移行型である汎針広混交林、東側は亜寒帯林と呼ばれています。
- 垂直分布は、海岸線の広葉樹から始まり、上流になるにしたがい針葉樹の混交が増し、トドマツの優勢な林相からエゾマツの優勢な林相に移行します。さらに上部になるとダケカンバの混交が多くなり、最上部はハイマツ帯となります。知床半島では標高500m付近からハイマツが出現する箇所もありますが、内陸になるにしたがい森林限界が高くなり、通常標高800～1,000mからハイマツ帯となります。





社会経済的条件

- 構成：2市9町（国有林は、全市町に所在）から構成されています。
- 人口：約258千人（平成12年国勢調査）で、全道の4.5%となっています。
- 産業：農業は、全道一のたまねぎ生産を初め、麦、てん菜、ばれいしょなどの畑作と酪農を主体とする生産性の高い農業が展開されています。
- 漁業は、オホーツク海沿岸を漁場とするホタテ貝桁網業、さけ定置網漁、沖合い底引き網漁が盛んです。
- 観光は、知床、阿寒の2つの国立公園、網走国定公園のほか、斜里岳道立自然公園があり、森と湖と海が調和した景観を有する地域で、毎年、多くの観光客が訪れています。また、平成17年7月には、知床半島地域が世界自然遺産に登録されたことから、今後ますます観光客の増大が見込まれています。
- 交通：計画区内には、女満別空港があり、道内主要都市や首都圏などからの空の玄関口となっています。
- 鉄道は、JRでは石北線および釧網線を有しています。
- 道路は、国道39号が旭川方面に、国道238号及び244号が海岸線沿いの各市町村を結び、生活、産業道路として機能も果たしています。また、知床半島へと伸びる国道334号は観光道路としての機能も果たしています。



森林・林業・木材産業の概況

- 総土地面積のうち約66%の391千haが森林となっており、全道森林面積の約7%を占めています。
- このうち、国有林は、森林面積の約61%の239千haとなっています。
- 当計画区全体の人口林率は約31%で、全道平均27%を上回っています。
- 製材の原木消費量は約373千m³で全道の約16%となっており、針葉樹が約98%を占め、製材出荷量については約190千m³で全道の約16%、用途別では梱包・仕組材が約53%を占めています。また、チップの原料消費量は約198千m³で全道の約11%、針葉樹が約80%を占めています。
- 合単板の原木消費量は232千m³で全道の約68%を占め、そのうち針葉樹は約69%です。
- 森林組合は11組合が組織されており、林業事業者は、森林組合を除き、造林業では15業者、素材生産業では22業者あります。



2 計画樹立に当たっての基本的考え方

森林は、木材等の林産物の供給、水源のかん養、山地災害の防止などの役割を果たしていますが、近年、保健・文化・教育的な利用や良好な生活環境の保全に対する森林の役割への期待が高まっています。

また、二酸化炭素の吸収・固定による地球温暖化防止への寄与、生物多様性の保全などに対する森林の役割の重要性がますます認識されてきているところです。

北海道の森林は、これらの役割を果たすことはもとより、北海道の美しく雄大な景観の形成、豊かな野生生物の生息・生育環境の確保の上で大きな役割を果たしています。とりわけ、北海道の森林面積の約55%を占める国有林の果たすべき役割が大きなものとなっています。

このような、森林の果たす様々な機能の高度発揮に対する国民の期待の高まりに応え、流域を単位として、地域の特色ある森づくりを進めていくこととし、国有林と民有林が連携し、森林の整備及び保全を進めていくこととします。



樹立方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進することとします。

具体的には、森林の諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、水源のかん養、山地災害の防止、生活環境の保全、保健文化及び木材生産の各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、育成単層林における保育・間伐の積極的な推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の積極的な整備、天然生林の的確な保全・管理等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図ることとします。

また、効率的な森林施業、森林の適正な管理経営に欠くことのできない施設であり、農山村地域の振興に資する林道の整備にあたっては、民有林と緊密な連絡調整を図りつつ計画的にその整備を推進します。

さらに、森林の水源かん養機能、山地災害防止機能等の諸機能の高度発揮を図るため、治山事業の計画的な実施に努めるとともに、保安林の適正な整備を図ることとします。

ア 森林の整備及び保全についての基本的考え方

重視すべき機能に応じた森林の整備及び保全を行う観点から、森林資源の状況、森林に関する自然的条件及び社会的要請などを総合的に勘案のうえ、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、水源かん養機能又は山地災害防止機能を重視する「**水土保全林**」、生活環境保全機能又は保健文化機能を重視する「**森林と人との共生林**」、及び木材等生産機能を重視する「**資源の循環利用林**」に区分することとし、重視すべき機能に応じた森林資源の整備及び保全を図ることとします。

森林の有する機能

水源かん養機能

森林は、主に森林土壌の働きにより、雨水を地中に浸透させ、ゆっくりと流出させ、洪水を緩和するとともに川の流量を安定させる働きがあります。

(渇水緩和、洪水緩和、水質浄化)



山地災害防止機能

森林は、下層植生の繁茂により降雨から森林土壌を守り、また根系の発達により土砂の流出・崩壊を抑えるはたらきがあります。

また、樹木は枝や幹などによって積雪の移動を直接的に防ぐ働きがあります。

(浸食防止、土砂流出防止、なだれ防止など)

生活環境保全機能

森林は、大気の浄化や騒音、風や飛砂を防ぐなど生活環境や産業活動の基盤を保全する働きがあります。

(風害防備、飛砂防止、気象緩和など)



保健文化機能

森林は、登山や自然探勝などの森林レクリエーションを通して保健、文化及び教育活動に寄与する働きがあります。

また、貴重な野生生物の良好な生息・生育の場となるとともに、その保全により学術等の振興に寄与する働きがあります。

(レクリエーション、景観、教育の場の提供、
野生生物の保護など)

木材等生産機能

森林は、健全な森林生態系のはたらきを通じて、木材などを持続的に生産する働きがあります。
(木材生産など)



イ 森林の整備及び保全の推進方向

(ア) 「**水土保全林**」の森林整備及び保全

水源かん養機能又は山地災害防止機能の発揮を重視すべき森林について、浸透、保水能力の高い森林土壌の維持及び根系、下層植生の良好な発達が確保され、林木の成長が旺盛な森林に誘導するための森林の整備及び保全を推進します。

具体的には、立地条件に応じた育成複層林施業、長伐期施業、天然生林施業等の推進、適正な伐採方法の採用、林床の安定化を考慮した適切な造林、保育、間伐等の計画的な実施を図ることとします。

また、森林の面的広がりやモザイク的配置を考慮した伐採、1箇所当たりの伐採面積の縮小に配慮します。

さらに、山地災害の発生の危険性が高い地域などにおいて、溪岸の浸食や山崩れ等の防止に必要な谷止や土留等の施設の設置を推進します。

(イ) 「**森林と人との共生林**」の森林整備及び保全

生活環境保全機能又は保健文化機能の発揮を重視すべき森林について、多様な樹種・林相からなる森林、林木が適度な間隔で配置されている森林、郷土樹種を主体とする森林、原生的な自然環境を保持し貴重な野生生物の生息・生育している森林、階層構造が豊かに発達し諸被害に対する抵抗性の高い活力のある森林に誘導するための森林の整備及び保全を自然的条件及び社会的条件に応じて推進します。

具体的には、森林レクリエーション施設と一体となった森林の適切な整備及び保全、立地条件に応じた育成複層林施業、長伐期施業、天然生林施業等の推進、適正な伐採方法の採用、景観の向上に配慮した強度の間伐の実施、遮へい能力の高い森林を維持するための伐採・更新の適切な実施、野生生物の生息・生育環境の保全に資する連続した森林空間の維持に配慮します。

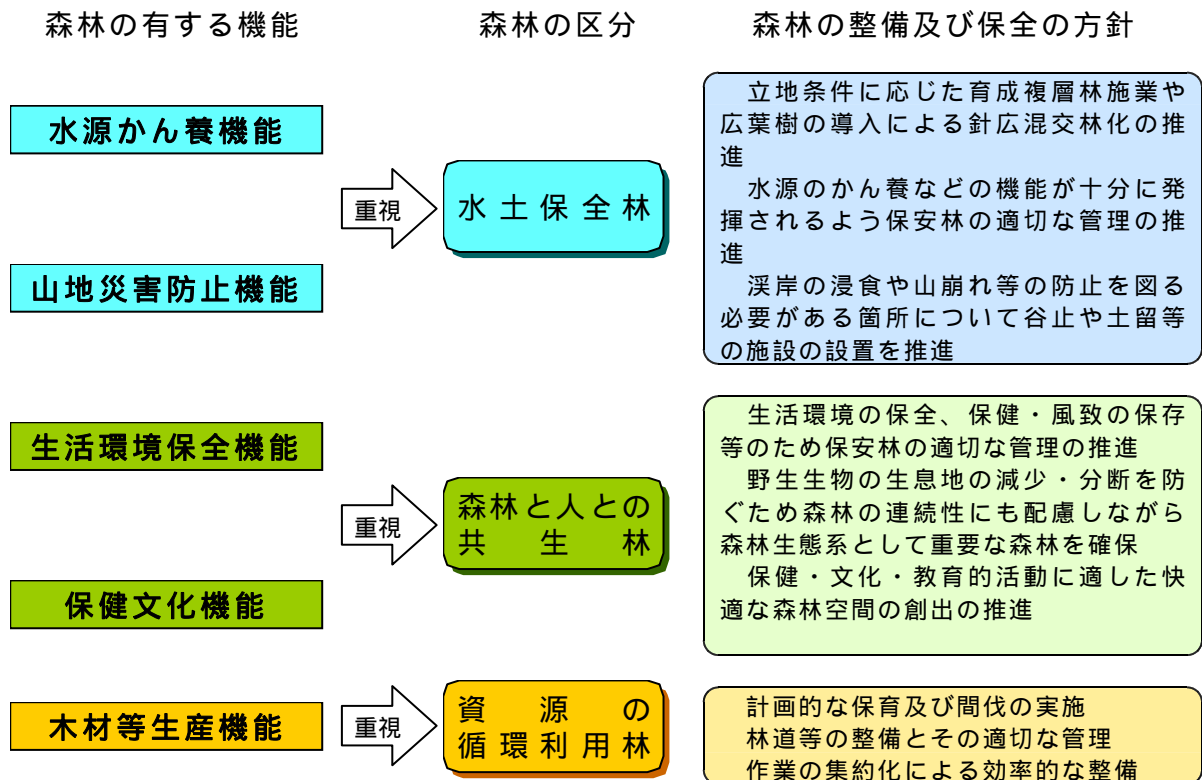
また、生態系として重要な森林の適切な保全、生活環境の保全等に重要な役割を果たしている森林の保全を推進します。

(ウ) 「**資源の循環利用林**」の森林整備及び保全

木材等生産機能の発揮を重視すべき森林について、木材需要の動向、地域の森林構成等を考慮の上、形質の良好な木材を安定的かつ効率的に生産するとともに、森林の健全性を確保し、生産目標に応じた林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐を推進します。

この場合、効率的な森林整備や新生林分の保護、土砂流出防備、景観の維持、野生生物の生息・生育環境の保全等の公益的機能の発揮にも配慮することとします。

機能区分ごとの森林の整備及び保全の方針



なお、重視すべき機能に応じた森林の整備及び保全の推進を図るに当たっては、全ての森林が多様な生物の生息地又は生育地として生物多様性の保全に寄与するとともに、二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫として重要な役割を果たしていることから、この吸収源・貯蔵庫としての機能の発揮を確保し、京都議定書において認められた吸収量を確保できるよう十分配慮する必要があります。



本計画区の課題と取組

本計画区には、国有林を源とする常呂川、佐呂間別川、網走川、斜里川など数多くの河川があり、下流ではホタテ等沿岸部での栽培漁業が盛んに行われていることから、河川の水質などを巡って森林の保全に対する要望が高まっています。

また、平成2年に国有林独自の保護制度である「知床森林生態系保護地域」の設定（同16年に拡大）をはじめ、知床、阿寒の2つの国立公園、網走国立公園、斜里岳道立自然公園が指定され、平成17年7月には世界自然遺産に登録された知床半島地域（以下「遺産地域」という。）を有していることから、森林とのふれあい、生物多様性の保全、原生的な天然林の保全などに対する地域住民等からの期待が高まっています。

このようなことから、本計画では、水源かん養機能、山地災害防止機能及び保健文化機能の維持増進を図るための森林の整備及び保全を推進することとします。

特に、遺産地域は、北半球における流水の南限とされ、流水とともにもたらされる大量のプランクトンを食物連鎖の基礎として、多種多様な生物が生息・生育する地域です。

このため、世界的にも類まれな生態系や生物多様性を有する知床の自然環境を人類共有の資産と位置づけ、より良い形で後世に引き継いでいくため、遺産地域の陸域の9割以上を占める森林を「知床森林生態系保護地域」として設定している国有林として、原生的な森林生態系の適切な保護管理及び保護の必要性の普及啓発を一層推進するほか、知床の原生的な自然の価値を将来にわたって損なうことのないよう関係機関と連携・協力のもとに一体となった管理を進めていくこととします。

さらに、本計画区は、エゾマツ、トドマツ、カラムツなどの豊富な森林資源を背景として、地域の林業・木材産業が発達しています。森林は、再生可能な資源であり、これを適切に整備し、森林から生産される人と環境に優しい素材である木材を積極的に利用することは、地球温暖化の防止にもつながります。このため、木材資源の循環利用を図る森林の整備及び保全を推進します。



計 画 事 項

1 計画の対象とする森林の区域

単位 面積：ha

区 分		面 積	備 考
総 数		2 3 9 , 5 0 1 . 8 3	
市 町 村 別 内 訳	網 走 市	5 , 2 4 5 . 9 5	
	北 見 市	5 8 , 8 5 4 . 9 9	
	旧北見市	7 , 5 9 6 . 5 3	
	旧端野町	2 , 5 6 5 . 5 7	
	旧留辺蘂町	3 8 , 4 2 1 . 9 6	
	旧常呂町	1 0 , 2 7 0 . 9 3	
	大 空 町	3 , 0 6 9 . 8 2	
	旧東藻琴村	2 , 9 8 5 . 4 1	
	旧女満別町	8 4 . 4 1	
	美 幌 町	9 , 9 1 6 . 1 4	
	津 別 町	2 7 , 6 1 3 . 6 1	
	斜 里 町	4 9 , 7 9 3 . 9 3	
	清 里 町	2 7 , 4 4 6 . 3 6	
	小 清 水 町	1 1 , 1 7 1 . 6 6	
	訓 子 府 町	2 6 . 7 2	
	置 戸 町	3 1 , 5 4 9 . 3 3	
	佐 呂 間 町	1 4 , 8 1 3 . 3 2	

注1 森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の林野庁所管の国有林とする。

2 森林計画図は、北海道森林管理局計画課及び関係森林管理署等に備え置いてある。

3 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

森林の有する機能別の森林の所在及び面積については、別表1のとおり定める。

(2) 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

ア 森林の整備及び保全の目標

(ア) 水源かん養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ

浸透、保水能力の高い、森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林とする。

(イ) 山地災害防止機能

下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林とする。

(ウ) 生活環境保全機能

大気の浄化、騒音や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林とする。

(エ) 保健文化機能

原生的な自然環境を構成し、学術的に貴重な野生生物の生息、生育に適している森林、街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林又は身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林とする。

(オ) 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用するうえで良好な樹木により構成され、二酸化炭素の固定能力が高い成長量を有する森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林とする。

イ 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、前述の森林の整備及び保全の目標に向け、水源かん養機能又は山地災害防止機能を重視する「水土保持林」、生活環境保全機能又は保健文化機能を重視する「森林と人との共生林」及び木材等生産機能を重視する「資源の循環利用林」に区分することとし、育成単層林における保育・間伐の積極的な推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の積極的な整備、天然生林の的確な保全・管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や森林病虫害等被害の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図ることとする。

また、森林・林業の管理経営に欠くことのできない施設である林道の整備に当たっては、林地及び自然景観の保全に配慮しつつ、森林資源の整備の目標及び公道、民有林林道の配置状況等を考慮し、農山村地域の振興にも資することに留意した整備に努めるとともに、既設の林道については、利用状況、今後の森林施業の展開等を考慮しながら、改良及び適切な維持管理を図ることとする。

さらに、森林の水源かん養機能、山地災害防止機能等の諸機能の高度発揮を図るため、治山事業の計画的な実施に努めるとともに、保安林の適正な整備を図ることとする。

重視すべき機能を踏まえた森林の区分ごとの森林整備及び保全の基本方針は次のとおりとする。

(ア) 水土保全林

水土保全林は、災害に強い国土基盤の形成、良質な水の安定的供給を確保する観点から、特に水源かん養機能、山地災害防止機能の発揮を重視する森林である。

森林の整備に当たっては、地形・地質等の条件を考慮したうえで、水源かん養又は山地災害防止の機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進するとともに、必要に応じて、保安林の指定や山地災害を防ぐ施設の整備を推進することとする。

具体的には、樹根及び表土の保全に留意し、林木の旺盛な成長を促しつつ、下層植生の発達を確保するため、適切な保育、間伐等を促進するとともに、高齢級の森林への誘導や伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図ることとする。

また、ダム等の利水施設上流部や集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、水源のかん養や土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することとする。

(イ) 森林と人との共生林

森林と人との共生林は、生態系としての森林の重要性を踏まえた生物多様性の保全及び森林とのふれあいを通じた森林と人との共生を図る観点から、特に生活環境保全機能又は保健文化機能の発揮を重視する森林である。

森林の整備に当たっては、生活環境保全又は保健文化機能の維持増進を特に図るための森林施業や森林の適切な保全を推進することとする。

具体的には、森林の構成を維持し、樹種の多様性を重視することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業を推進するとともに、生活環境の保全、保健・風致の保全等のため保安林の指定やその適切な管理、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全、防風・防潮や景観の創出等生活環境の保全等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。

(ウ) 資源の循環利用林

資源の循環利用林は、国民生活に不可欠であり、再生可能資源としての重要性が高まりつつある木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、特に木材等生産機能の発揮を重視する上記2つの区分以外の森林である。

森林の整備に当たっては、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林・保育及び間伐の実施を推進することとする。この場合、施業の集約化等を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

森林整備の区分別対象面積

単位 面積：ha

区 分	面 積	構成比
総 数	239,501.83	1 0 0 %
水 土 保 全 林	177,959.11	7 4 %
森林と人との共生林	51,586.36	2 2 %
資源の循環利用林	9,956.36	4 %

注) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

- ウ 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等
 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、別表
 2のとおり定める。

(3) その他必要な事項

ア 人工林率が高い本計画区においては、充実しつつある人工林資源の有効活用を促進し、地球環境への配慮と持続可能な資源の利用を図るため、間伐等森林整備の着実な実施や公共土木工事等における木材利用の積極的な推進を図るとともに、木材の安定的な供給を通じて地域の林業・木材産業の発展に資するものとする。また、民有林及び関係機関等と連携を図り、カラマツ材等の住宅分野や農業施設分野等での新たな利用拡大に向けた取り組みを推進することとする。

イ 遺産地域の保全管理

世界遺産の立地の9割以上を占めている国有林においては、国有林独自の保護制度である森林生態系保護地域の設定や森林法による各種の保安林に指定しており、これらの制度に基づいた適切な保護管理を引き続き行っていくこととする。

- ウ 平成16年9月の台風18号により発生した森林被害について、風倒木等の被害木の処理を早急を実施し、森林の有する機能の発揮の観点から適切な復旧に努める。

3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項

(1) 森林の立木竹の伐採に関する基本的事項

ア 立木の標準伐期齢

人天別	樹種	標準伐期齢
人 工 林	エゾマツ、アカエゾマツ	60
	トドマツ	50
	カラムツ、ゲイマツ	30
	その他針葉樹	40
	カンバ・ドロノキ・ハンノキ(天然林を含む) その他広葉樹	30 40
天 然 林	主として天然更新によって成立する針葉樹	60
	” ” 広葉樹	80
	主としてぼう芽によって成立する広葉樹	25

注) 標準伐期齢は、平均成長量が最大となる時期を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採期齢及び森林の構成を勘案して定めた。

イ 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

本計画区における気候、地形、土壌等の自然的条件、樹種特性、森林資源の賦存状況、法令等による制限林の有無、木材需要の動向等を勘案し、立木の伐採の標準的な方法は次のとおりとする。

(ア) 育成単層林施業

育成単層林施業にあつては、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

- a 主伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとする。また、林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。
- b 主伐の時期については、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材資源の効率的な循環・利用を考慮して、多様化、長期化を図ることとし、生産目標に応じた林齢で伐採することとする。

樹種	標準的な施業体系			主伐時期 の目安
	生産目標	仕立目標	期待径級	
カラムツ	一般材	中庸仕立	25cm	50年
トドマツ	”	”	27cm	65年
アカエゾマツ	”	”	28cm	75年

(イ) 育成複層林施業

育成複層林施業にあつては、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

- a 主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。
 - (a) 択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率、繰り返し期間によること。
 - (b) 複層伐等による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所分散等に配慮すること。
 - (c) 林地保全、雪崩・落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持、生態系の維持、野生生物の生息生育環境の保全等に考慮する必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置すること。
 - (d) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然更新の生育状況、母樹の保存等に配慮すること。

(ウ) 天然生林施業

天然生林施業にあつては、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することによりの確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

- a 主伐については、育成複層林施業に準じることとする。
- b 国土保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。

(I) 保安林等における施業

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第7条の2に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林生産力の維持増進が図られる施業方法によることとする。

(2) 伐採立木材積

伐採立木材積については、別表3のとおり計画する。

(3) その他森林の立木竹の伐採に関する必要な事項

ア 水源かん養機能等の高度発揮と資源の循環利用を進める観点から、多様性に富む森林整備を積極的に推進することとする。具体的には、育成複層林施業を推進することとし、針葉樹と広葉樹が混交した保護樹帯の整備やモザイク状の森林への誘導のために行う抜き切り及び小面積区域伐採、高齢級の常時複層林へ誘導するための上層木の抜き切りを実施する。

イ 伐採箇所の選定に当たっては、当該森林の林分状況、自然保護に対する要請、地域の産業及び地域住民の生活への影響等に配慮し、実施するものとする。

ウ 伐採、素材の集積場等に当たっては、枝条、素材等が流出し、下流の人家・公共施設、農地等に被害を及ぼすことのないよう引き続き、木材の流出防止等必要な措置を講ずるとともに、土砂の流出が生じないよう十分配慮する。

4 造林面積その他造林に関する事項

(1) 造林に関する基本的事項

ア 造林樹種

人工造林をすべき樹種は、トドマツ、アカエゾマツ、カラマツを主体とするが、資源減少の大きいエゾマツも考慮し、選定に当たっては、林地の気象、地形、標高、土壌等の自然条件、類似する既往の造林地の成林状況及び地域の経済的条件等を勘案しながら、最も適した樹種を選定するものとする。

また、複層林施業を導入する林分については、自然的条件等に加え、上木の生育状況も勘案して樹種を選定する。

天然更新補助作業の対象樹種は、自然的条件、森林を構成する樹種及び下層植生の状況等からみて、植込み、地表処理等の更新補助作業を行うことにより確実な更新が期待できる樹種を選定する。

なお、対象地内の有用天然木は積極的に育成する。

イ 造林の標準的な方法

(ア) 人工造林の植栽本数

人工造林のヘクタールあたりの植栽本数は、既往の施業体系及び植栽本数を勘案して次表を基準とするが、造林対象地の天然稚幼樹の発生状況及び有用天然木の配置状況等を勘案して決定する。

樹 種	基準本数	備 考
トドマツ	3,000本 / ha	エゾマツはトドマツ・アカエゾマツに準ずる
アカエゾマツ	3,000本 / ha	
カラマツ	2,500本 / ha	

(イ) その他人工林の標準的な方法

人工造林は、気候その他の立地条件及び既往の造林地の成績等を勘案するものとする。天然力の活用に配慮しつつ、現地の実態に即して、早期かつ確実な成林が期待できるよう行う。

地拵の方法は、植栽樹種、植栽方法、下層植生、保残した有用天然木の配置状況に応じ、現地に適合した方法を採用するものとする。

植栽時期は、春及び秋植えとするが、極力乾燥期は避けるなど現地の状況を考慮して行う。また、優良な育種苗の使用及び適切な苗木管理を行い、活着率の向上と十分な成長が図られるよう行う。

また、人工下種は、母樹がなく天然更新が期待できない箇所、人工下種により広葉樹資源の造成が可能な場合に行う。

(ウ) 天然更新補助作業の標準的な方法

気候、地形、土壌等の自然的条件、森林を構成する樹種、下層植生の状況等からみて、更新補助作業を必要とする場合に大型機械等により現地の実態の即して行う。

a 刈出し

天然稚幼樹の発生が良好であるにもかかわらず、ササ等により成長が阻害されている箇所、刈出しによって成林が期待できる場合に実行する。

b 地表処理

ササ及び粗腐植層の堆積により天然更新が期待できない箇所、地表処理によってカンバ類等の更新が期待できる場合にかき起こし等を行う。

c 植込み

天然更新が困難又は不確実な場合に必要に応じて実行するものとし、現地の実態に応じて、筋植、巢植、伐根周囲植を行う。

(2) 人工造林及び天然更新別の造林面積

人工造林及び天然更新別の造林面積については、別表4のとおり計画する。

(3) その他造林に関する必要な事項

ア 防災的見地からの施業

林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等で地拵を行う場合は、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分留意するものとする。

また、林地崩壊の恐れがある裸地については早急に更新を図るものとする。

5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐及び保育に関する基本的事項

ア 間伐の標準的な方法

間伐は、樹冠がうっ閉状態に達した林分において、その健全化と利用価値の向上を図ることを目的として、林木間の競合を緩和し併せて資源の有効利用を図るために行う。

間伐の開始時期、繰返し期間、間伐率の目安は次のとおりとする。

樹種	ha当たり 植栽本数	回数			間伐 方法	間伐率
		1回	2回	3回		
カラマツ	2,500本	16～20年	26～30年	36～40年	定量、 列状、 上層間 伐とす る。	35%を 上限とす る。
トドマツ	3,000本	31～35年	41～45年	51～55年		
アカゾマツ	3,000本	36～40年	46～50年	56～60年		

イ 保育の標準的な方法

(ア) 保育の種類

下刈、つる切、除伐等とし、目的樹種と周辺植生相互の生育状況に応じ、林分の健全化と質的向上のために行う。

実行に当たっては、目的樹種の生育状況等現地の実態に即した効果的な時期、回数、方法等を十分検討の上行う。

(イ) 保育の時期及び回数の目安は次のとおりである。

樹種	作業別	実施年齢及び回数																
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
下刈	カラマツ																	
	トドマツ エゾマツ アカマツ																	
つる切 除伐	カラマツ						←											→
	トドマツ エゾマツ アカマツ									←								→

注1) 春植を基準としているので、秋植は植付年度の翌年を1年目と読み替える。

2) 下刈りの は1回刈、 は2回刈を示す。

トドマツ等の下刈りで8年目については道北地方で必要とする箇所と適用し、道東地方については6年目までを一般的な箇所として適用する。

3) つる切り、除伐の - は標準年次と範囲を示している。

(ウ) 保育の作業方法

a 下刈

目的樹種の成長に必要な陽光を与えることを主眼とし、植栽木の高さ及び植生の状態により、適切な方法を採用することとする。

下刈の終了時点の目安は、樹種、植生の種類により異なるが、大部分の植栽木が植生高を脱し、又は同程度となり、生育に支障がなくなった時期とする。

b つる切

つる類の繁茂の状況により、目的樹種の成長を阻害するおそれがある場合、必要に応じて実施することとし、かん木の発生状況等を勘察し、除伐が必要な箇所については、原則として除伐と併行させ効率的に行うこととする。

c 除伐

植栽後発生した天然木が目的樹木と競合し、その生育が阻害される場合に実施するが、実施に当たっては目的樹種の中の形質不良木も伐倒するとともに、つる類の繁茂状況を勘察し、極力つる切りと併行させ効率的に実施する。

なお、植栽木と天然木の成長関係及び将来の利用価値等を勘察し、有用天然木は積極的に育成していく。

(2) 間伐立木材積

間伐立木材積については、別表3のとおり計画する。

(3) その他間伐及び保育に関する必要な事項

ア 国土の保全や地球温暖化防止等公益的機能の高度発揮と資源の有効活用を進める観点から、高齢級間伐や利用面をも重視した間伐、天然林等における複層状態の林分の上層木の間伐等を積極的に推進するものとする。

イ 防災的見地からの施業

林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等については、間伐及び保育の実施により下層植生の繁茂や樹根の生育を促し表土の安定を図るとともに、伐倒木等が河川に流出しないよう配慮し、間伐及び保育の推進に努めるものとする。

6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域

ア 「水土保持林」の区域

水土保持林の区域については、別表5のとおり定める。

イ 「森林と人との共生林」の区域

森林と人との共生林の区域については、別表5のとおり定める。

ウ ア又はイのうち伐採方法その他の施業の方法を特定する必要のある森林の区域該当なし

(2) 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

ア 水土保持林の区域における施業の方法

水源かん養機能又は山地災害防止機能の維持増進を特に図るため、高齢級の森林への誘導や伐栽に伴う裸地面積の縮小及び分散を基本とする森林施業を推進する。

具体的には、立地条件に応じて育成複層林施業を積極的に推進するほか、更新時に林床が裸地化する面積及び期間を縮小するため、森林の面的広がりやモザイク的配置に留意し、1箇所当たりの伐採面積の縮小及び分散化並びに伐採林齢の長期化を図ることとする。

また、林地の安定化を考慮した適切な造林、保育、間伐や、複層状態の森林に誘導する際の広葉樹の活用による混交林化を推進することとする。

イ 森林と人との共生林の区域における施業の方法

生活環境保全機能又は保健文化機能の維持増進を特に図るため、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進する森林施業を推進する。

具体的には、自然環境の保全を最も重視すべき森林については、天然力の活用を基本とした天然生林施業を行うこととし、必要に応じ植生の復元等を実施するほか、野生生物の生息地の減少及び分断を防ぐため、広域的な観点から森林の連続性に配慮した回廊状の森林の確保を図ることとする。

また、森林とのふれあいや自発的な森林づくり活動を通じた環境教育や健康づくりの場として利用される森林については、快適な森林環境を保全し、又は創出する

ため、森林構成の多様化や景観の向上に配慮した天然生林施業、郷土樹種を主体とする花木や広葉樹との混交も考慮に入れた育成複層林施業、人工林の有する景観美を維持するための育成単層林施業の推進等に努める。また、森林レクリエーション施設と一体となった森林の適切な整備を図ることとする。

ウ ア又はイのうち伐採方法その他の施業の方法を特定する必要のある森林の区域における施業の方法

該当なし

(3) その他必要な事項

特になし

7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等の路網については、効率的な森林施業や適切な管理経営に欠くことのできない施設であることから、民有林・国有林一体となった効率的な整備を図っていくこととする。

(2) 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等については、別表6のとおり定める。

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法指定の基準

制限林以外の森林であって、特に搬出方法を定めなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新に支障が生ずる林分とする。

該当林分なし

(4) その他必要な事項

ア 適切な森林施業の確保を図るため、林道の整備と併せて作業道の作設を進める。

特に育成複層林施業の導入等により継続的な施業の実施が見込まれる森林については、きめ細かい施業を積極的に実施するための作業道の作設を進める。

イ 林道等の開設に当たっては、土砂の流出を抑制するよう必要に応じて土留工等の防止施設を設置する。

ウ 林道の開設に当たっては、林道通行に対する安全確保のため、林道の規格を順守し、それに伴う安全施設の整備に努めること。

エ 適切な林道の維持管理を行い、林道の機能の保全及び向上に努める。

8 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保

林業事業体の育成を図るため、民有林及び関係機関との連携を図りつつ、請負事

業の計画的発注、事業の協業化や共同化等経営の安定強化のための指導、機械化の促進等の指導を図る。

また、これらを通じて、優れた林業労働者の養成及び確保に資するものとする。

(2) 林業機械の導入の促進

生産供給体制の整備を図るため、チェンソーとトラクタによる従来型の作業システムに加え、高性能林業機械を中心とした新たな作業システムを定着させるためにフィールドの提供等を行う。

(3) 作業路等の整備

育成複層林等多様な森林の造成と効率的な森林施業の推進を図るため、作業路網の計画的整備に努めるものとする。

(4) 林産物の利用の促進のための施設の整備

流域森林・林業活性化協議会等の場への積極的な参加を通じ、産地銘柄の形成、道産材の需要・販路の拡大等に資するよう関係者へのPR及び働きかけに努める。

(5) その他必要な事項

川上から川下を通じた流域単位を基本とした流域管理システムのより一層の推進により、森林整備、生産、加工流通等の各段階の取り組みを一体的かつ効率的に実施し、流域森林・林業の活性化に資することとする。

9 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区については、別表7のとおり定める。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法指定の基準

制限林以外の森林であって、特に搬出方法を定めなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の保全に支障を及ぼす林分とする。

該当林分なし

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

ア 土地の形質の変更の際、その規模、実施地区については、周辺の状況、地形、地質を十分勘案して定めることとする。

イ 土砂の切取、盛土を行う場合、法面については風化、浸食が生じないよう法面緑化工、土留工、排水工など必要に応じて施工することとする。

ウ その他、土地の形質の変更に当たっては、その態様に応じて土砂の流出、崩壊などの防止に必要な施設を設けるなど、適切な保全上の措置を講ずることとする。

(4) その他必要な事項

林地崩壊のおそれがある地域や急傾斜地等については、次の事項に留意して森林施業を行い、林地の保全に努めるものとする。

ア 伐採搬出等の実施に当たっては、土砂の流出・崩壊、水質の保全等に十分留意するとともに、伐倒木等の流出による下流域への被害防止等についても十分配慮するものとする。

イ 樹根による土壌緊縛力を強化するため、複層林施業や長伐期施業を推進することとする。

10 保安施設に関する事項

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等については、別表 8 のとおり定める。

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等については、別表 9 のとおり定める。

(3) 実施すべき治山事業の数量

実施すべき治山事業の種類別及び箇所別の数量については、別表 1 2 のとおり定める。

(4) その他必要な事項

遺産地域の河川工作物については、専門的知見を有する学識経験者により構成する「河川工作物ワーキンググループ」において、サケ科魚類に与える影響評価手法の確立及び同手法に基づき河川工作物の影響評価を行い、河川工作物の改良について検討するとともに、適切な管理に努めていくこととする。

11 その他必要な事項

(1) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

ア 制限林の所在及び面積

法令により施業について制限を受けている森林の所在及び面積並びに施業方法については、別表 1 3 のとおり定める。

イ 保安林の区域内の森林

保安林区域の施業方法は、各保安林ごとに定められた指定施業要件の範囲内で行うものとし、一般的留意事項は次のとおりである。

(ア) 主伐の方法

a 主伐できる立木は、当森林計画区で定めた標準伐期齢以上のものとする。

b 伐採方法は、以下の 3 区分とする。

(a) 伐採種を定めない（皆伐を含む自由な伐採方法がとれるもの）

(b) 択伐（伐採区域内の立木を均等な割合で、単木的又は 10 m 未満の幅の帯

状に選定し伐採するもの、あるいは樹群を単位とする伐採で、当該伐採により生ずる無立木地の面積が0.05haを超えないもの)

(c) 禁伐(全ての立木の伐採を禁止するもの)

(イ) 伐採の限度

- a 皆伐面積の限度は、公表される面積の範囲内とする。
- b 1箇所当たりの皆伐面積の限度は、当該保安林につき定められた指定施業要件の範囲内とする。
- c 防風、防霧保安林については、標準伐期齢以上である部分を幅20m以上にわたり残存させなければならない。
- d 択伐の限度は、当該伐採年度の初日における、その森林の立木材積に択伐率を乗じて得られる材積を超えないものとする。
- e 択伐率は、当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して算出するものとする。ただし、その算出された数字が10分の3を超えるときは10分の3とする。(指定施業要件において植栽を定める森林の伐採跡地につき、植栽によらなければ適確な更新が困難と認められる場合については10分の4とする。)

(ウ) 間伐の方法及び限度

伐採年度ごとに伐採することができる立木の材積は、原則として当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつその伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても、当該伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。

(I) 植栽の方法、期間及び樹種

- a 伐採跡地への植栽は、満1年生以上の苗を、おおむね1ha当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。
- b 植栽は、伐採が終了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に行うものとする。
- c 植栽する樹種は、保安機能の維持又は強化を図り、かつ経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件で指定された樹種を植栽するものとする。

ウ 自然公園特別地域内における森林

自然公園特別地域内における森林の施業方法の決定は、次の特別地域における制限により行う。

区 分	制 限 内 容
特 別 保 護 地 区	特別保護地区内の森林は、禁伐とする。
第 一 種 特 別 地 域	(1) 第一種特別地域内の森林は、禁伐とする。 ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。 (2) 単木択伐法は、次の規定により行う。 ア 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 イ 択伐率は現存蓄積の10%以内とする。
第 二 種 特 別 地 域	(1) 第二種特別地域内の森林の施業は、択伐法による。 ただし、風致維持に支障のない限り皆伐法によることができる。 (2) 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によるものとする。 (3) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 (4) 択伐率は、用材林において現存蓄積の30%以内とする。 (5) 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、自然環境局長（国定公園、道立自然公園にあっては知事）は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 (6) 特に指定した風致樹については、保育及び保護に努めることとする。 (7) 皆伐法による場合その伐区は、次のとおりとする。 ア 一伐区の面積は2ha以内とする。 但し、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 イ 伐区は、更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。 この場合においても、伐区は努めて分散させなければならない。
第 三 種 特 別 地 域	(1) 第三種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

エ 史跡名勝天然記念物内における森林

史跡名勝天然記念物内における森林の施業方法の決定は、文化財保護法等の法令によるが一般的な取扱いは次による。

区 分	制 限 内 容
史 跡 名 勝 天 然 記 念 物	原則として禁伐とする。ただし、属地的に保存の要件として被害木の除去、病虫害防除等の施業を行えるものとする。

オ 鳥獣保護区内における森林

鳥獣保護区内における森林の施業方法の決定は「鳥獣保護区内の森林施業について（昭和39年1月17日付け39林野第1043号）」によるが、一般的な取扱いは次による。

区 分	制 限 内 容
特 保 護 地 別 区	(1) 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に支障があると認められるものについては伐採種は択伐。 (2) 伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖又は安全に特に著しい支障があるものについては禁伐。 (3) その他の森林にあつては伐採種を定めない。 (4) 皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積を標準伐期齢に相当する数で除して得た面積の5倍とする。 (5) 保護施設を設けた樹木及び鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹種は禁伐とする。

カ その他の制限林

伐採の方法及び限度は、法令等の制限の範囲内とする。

キ その他

制限林が重複した場合の施業方法は、制限の強い方とする。

(2) 森林の保護及び管理

ア 森林の保護及び管理の方針

保健・文化・レクリエーション活動等を目的とした森林の利用は年々多様化、高度化してきており、森林の各種機能を維持・向上させていくためには、森林の適正な保護と管理が重要となつてきている。

森林に対する被害としては、気象害、病虫獣害、山火事等があるが、特に、山火事は、都市近郊林、自然公園等、入り込み者の多い地域に発生しており、森林巡視等による適切な森林管理を行うこととする。

病虫獣害等については、各試験研究機関等と連携し、被害発生の原因を究明し、早期発見早期防除に努める。

なお、近年急増しているエゾシカ農林業被害に対しては、関係機関等と連携を図り、生息状況、被害動向等について情報収集するとともに、「エゾシカ保護管理計画」（北海道策定）に基づく個体数調整に協力し、被害の防止に努める。

森林の保護及び管理にあたっては、市町村、森林組合等の関係機関及び地域住民の一層の協力のもとに、効率的・合理的に推進するものとする。

遺産地域の管理については、「知床世界自然遺産地域連絡協議会」において、関係行政機関、関係団体と連携、協力を図りながら行っているところである。

また、科学的な保全・管理を行うため、当該地域に関する調査研究・モニタリング・評価を進めていくものとする。

イ 森林の巡視に関する事項

森林の巡視にあたっては、国有林の中で、森林レクリエーションのための利活用

者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点として、現地の実態に即し適切に実施するとともに、森林法違反行為の未然防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等に努める。

また、利用者の入り込みの多い地区にあつては、秩序ある利用についての指導・啓発を図る。

ウ 森林の保護及び管理のための施設に関する事項

山火事等の森林被害を防止するため、特に春先の乾燥時期には、林野巡視を強化するとともに、一般入林者に対して、保護標識等を設置して、普及啓発を図る。

遺産地域の保全管理について、自然環境の保全上必要と判断される場合には、関係行政機関や関係団体等と連携・協力し、標識・ロープ・柵の設置等による立入防止対策、荒廃又は裸地化した植生の復元等を行うものとする。

(3) その他必要な事項

ア 森林の多面的な利用・活用のために、市民参加やボランティアの活動を支え、それに必要な情報は適切に発信することにより、広く開かれた国有林野事業を目指すこととする。

イ 遺産地域の貴重な森林生態系や、その保護の必要性について、積極的な普及啓発を行う。また、自然観察教育林の巡視、施設、標識類の管理・整備、森林や動植物に関する調査などにより、森林の有する多面的機能の普及啓発を行うこととする。

ウ 水生生物の生息・生育環境の保全のために、森林施業や土木工事等を実施する場合は、濁水の河川への流出防止に十分配慮するものとする。

別 表

別表1 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

ア 市町村別内訳

単位 面積：ha

区 分	水源かん養	山地災害防止	生活環境保全	保健文化	木材等生産
総 数	157,676.85	12,462.69	3,457.70	39,238.37	88,379.08
北 見 市	33,789.27	1,117.27	429.17	1,845.22	23,019.31
旧北見市	1,304.90	385.65	-	133.82	4,075.38
旧端野町	0.23	571.51	-	-	1,552.96
旧留辺蘂町	30,616.39	19.68	-	1,213.71	13,076.82
旧常呂町	1,867.75	140.43	429.17	497.69	4,314.15
網 走 市	1,363.73	937.69	126.50	3,162.21	2,382.22
大 空 町	2,773.84	0.00	0.00	692.51	1,585.75
旧東藻琴村	2,773.84	-	-	608.10	1,547.56
旧女満別町	-	-	-	84.41	38.19
美 幌 町	9,265.65	0.03	-	1,363.45	4,889.12
津 別 町	23,557.19	-	-	3,173.57	12,577.25
斜 里 町	29,208.24	4,660.88	1,698.34	23,386.38	9,656.26
清 里 町	17,572.65	5,315.02	249.36	2,150.04	8,514.15
小清水町	10,098.69	-	747.51	1,417.70	6,667.91
置 戸 町	27,897.42	77.95	-	1,396.88	11,948.18
佐呂間町	2,150.17	353.85	206.82	650.41	7,138.93

注1) 各森林の有する機能別の森林の所在は、北海道森林管理局計画課に備えおく別冊のとおりである。

2) 森林の有する機能

ア 水源かん養機能

水資源を保持し湧水を緩和するとともに洪水流量等を調整する機能

イ 山地災害防止機能

自然現象等による土砂の崩壊、土砂流出等の山地災害の発生、その他表面侵食等山地の荒廃化を防止し、土地を保全する機能

ウ 生活環境保全機能

生活環境の悪化を防止し、快適な生活環境を保全・形成する機能

エ 保健文化機能

保健、文化及び教育活動に寄与する機能及び自然環境を保全・形成する等の機能

オ 木材等生産機能

木材等森林で生産される資源を培養する機能

イ 所在別内訳

a 水源かん養機能

単位 面積：ha

区分	森林の区域(林班)	面積
総数		157,676.85
市町村別内訳	北見市	
	旧北見市	2250～2252, 2254～2255
	旧端野町	2287
	旧留辺蘂町	1007～1008, 1010～1012, 1014～1086, 1091～1093, 1095～1131, 2046～2049
	旧常呂町	2201, 2217～2222, 2290～2291
	網走市	107, 111～118, 131
	大空町	
	旧東藻琴村	2～3, 5～6, 254～263, 265～268, 270, 353
	旧女満別町	
	美幌町	4～52, 2026, 2030
	津別町	2001～2006, 2008～2107, 2111～2113, 2121～2122, 2125～2126, 2130～2144, 2146, 2150～2151, 2154～2245
	斜里町	118～119, 1121, 1123～1134, 1201～1205, 1207～1215, 1217, 1219, 1221～1222, 1224, 1226, 1229～1235, 1301～1321, 1323, 1327～1330, 1332～1334, 1336, 1338～1345, 1347, 1348, 1354～1360, 1380～1381, 1410～1412, 1415～1417
	清里町	301, 1001～1012, 1014～1017, 1020～1029, 1038～1041, 1056～1060, 1062, 1064～1086, 1088, 1090, 1093～1095, 1097, 1099～1109, 1111～1112
	小清水町	301～317, 319～329, 331～341, 343～353
置戸町	8～19, 21, 23, 25～26, 28～83, 95, 97～132	
佐呂間町	2020, 2022～2025, 2027, 2029, 2078, 2082, 2094～2095	

b 山地災害防止機能

単位 面積：ha

区分	森林の区域(林班)	面積
総数		12,462.69
市町村別内訳	北見市	
	旧北見市	2247～2249, 2252
	旧端野町	2285～2286
	旧留辺蘂町	1052～1054, 1063, 1074, 1083～1084, 1124～1125
	旧常呂町	2202～2203
	網走市	101～104, 107～113, 118, 123
	美幌町	16
	斜里町	1208～1209, 1221～1222, 1224～1302, 1331, 1349～1353, 1376～1377
	清里町	1010, 1012, 1017, 1019, 1021, 1023～1026, 1038～1053
	置戸町	2, 23, 33～34, 69
	佐呂間町	2031～2032, 2036

c 生活環境保全機能

単位 面積：ha

区分	森林の区域(林班)	面積	
総数		3,457.70	
市町村別内訳	北見市	429.17	
	旧常呂町	2294 ~ 2300	429.17
	網走市	130 ~ 134	126.50
	斜里町	1135 ~ 1145, 1378 ~ 1381	1,698.34
	清里町	1110 ~ 1117	249.36
	小清水町	354 ~ 360	747.51
	置戸町		
	佐呂間町	2098 ~ 2100, 2110, 2124, 2129	206.82

d 保健文化機能

単位 面積：ha

区分	森林の区域(林班)	面積	
総数		39,238.37	
市町村別内訳	北見市	1,845.22	
	旧北見市	2247, 2249 ~ 2250, 2252	133.82
	旧留辺蘂町	1028, 1047, 1062 ~ 1065, 1078 ~ 1085, 1097 ~ 1098	1,213.71
	旧常呂町	2294, 2297, 2299 ~ 2300	497.69
	網走市	101 ~ 113, 117 ~ 118, 123, 126 ~ 127, 132	3,162.21
	大空町		692.51
	旧東藻琴村	6, 254 ~ 261, 265, 253	608.10
	旧女満別町	128	84.41
	美幌町	6, 17 ~ 22, 24 ~ 29	1,363.45
	津別町	2031, 2034 ~ 2049, 2067, 2070, 2089 ~ 2092, 2098 ~ 2099, 2102, 2125 ~ 2126, 2135 ~ 2137, 2180, 2183, 2193 ~ 2194, 2203 ~ 2204, 2207 ~ 2208, 2212, 2214 ~ 2217	3,173.57
	斜里町	1119, 1121, 1123, 1125 ~ 1126, 1141, 1143, 1221 ~ 1222, 1224, 1226, 1229 ~ 1230, 1233 ~ 1235, 1301 ~ 1302, 1306, 1308, 1310 ~ 1311, 1313 ~ 1314, 1316 ~ 1381, 1410 ~ 1411, 1414 ~ 1417	23,386.38
	清里町	1003, 1010, 1012, 1016 ~ 1017, 1025, 1026, 1069, 1072, 1077, 1081 ~ 1083, 1095, 1097, 1099 ~ 1103, 1106, 1109, 1111 ~ 1112	2,150.04
	小清水町	301 ~ 305, 335 ~ 336, 338 ~ 339, 346, 351, 353 ~ 357	1,417.70
	置戸町	23 ~ 24, 34 ~ 39, 54, 60, 68 ~ 71	1,396.88
佐呂間町	2092 ~ 2094, 2097 ~ 2101, 2110, 2124, 2129	650.41	

e 木材等生産機能

単位 面積：ha

区分	森林の区域(林班)	面積
総数		88,379.08
市町村別内訳	北見市	23,019.31
	旧北見市	2224 ~ 2256 4,075.38
	旧端野町	2223, 2275, 2282 ~ 2289 1,552.96
	旧留辺蘂町	1001 ~ 1012, 1014 ~ 1021, 1023 ~ 1045, 1048 ~ 1052, 1056, 1058 ~ 1059, 1061, 1063 ~ 1064, 1066, 1068, 1070, 1073, 1074, 1079, 1091 ~ 1108, 1110 ~ 1116, 1121 ~ 1124, 1127 ~ 1128, 2035, 2038 ~ 2049, 2064 ~ 2076 13,076.82
	旧常呂町	2201 ~ 2222, 2262 ~ 2281, 2290 ~ 2291, 2294 ~ 2300 4,314.15
	網走市	101 ~ 103, 105 ~ 123, 127, 130 ~ 134 2,382.22
	大空町	1,585.75
	旧東藻琴村	2 ~ 3, 5 ~ 6, 254 ~ 260, 262 ~ 263, 265 ~ 268, 270, 353 1,547.56
	旧女満別町	128 38.19
	美幌町	4 ~ 17, 19 ~ 30, 32 ~ 52, 2026, 2030 4,889.12
	津別町	2001 ~ 2007, 2009 ~ 2018, 2020 ~ 2029, 2031 ~ 2037, 2039 ~ 2041, 2045 ~ 2046, 2048 ~ 2052, 2057, 2060, 2062 ~ 2064, 2066 ~ 2068, 2071 ~ 2081, 2083 ~ 2088, 2093 ~ 2097, 2101 ~ 2133, 2136, 2138 ~ 2150, 2152 ~ 2154, 2156, 2158 ~ 2167, 2169, 2172, 2174 ~ 2175, 2177 ~ 2178, 2180 ~ 2189, 2191 ~ 2199, 2201 ~ 2202 12,577.25
	斜里町	1118 ~ 1119, 1121, 1123 ~ 1127, 1131, 1135 ~ 1138, 1141 ~ 1143, 1145, 1201 ~ 1217, 1219 ~ 1231, 1233 ~ 1234, 1301 ~ 1302, 1306 ~ 1309, 1315, 1324, 1327 ~ 1329, 1334, 1357 ~ 1358, 1366 ~ 1371, 1373 ~ 1377, 1379, 1410 ~ 1412, 1414 ~ 1417 9,656.26
	清里町	301, 1001 ~ 1009, 1011 ~ 1012, 1014 ~ 1024, 1026 ~ 1029, 1031 ~ 1042, 1044, 1046 ~ 1048, 1050, 1053, 1058 ~ 1059, 1061 ~ 1063, 1065 ~ 1071, 1074, 1078 ~ 1079, 1081 ~ 1082, 1084 ~ 1090, 1093 ~ 1095, 1097, 1099 ~ 1117 8,514.15
	小清水町	301 ~ 317, 319 ~ 326, 328 ~ 329, 331 ~ 335, 337 ~ 341, 343 ~ 352, 357 ~ 360, 6,667.91
	置戸町	5 ~ 23, 25 ~ 35, 37 ~ 43, 47 ~ 50, 54 ~ 55, 57 ~ 61, 67 ~ 68, 70 ~ 74, 81 ~ 82, 85 ~ 89, 91 ~ 92, 94 ~ 107, 109 ~ 122, 124 ~ 128, 130 ~ 133 11,948.18
佐呂間町	2001 ~ 2023, 2025 ~ 2033, 2035 ~ 2037, 2051 ~ 2063, 2077 ~ 2086, 2089 ~ 2101, 2124 7,138.93	

別表2 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積：ha

区分	現況	計画期末	参考(現況)			
			水土保持林	森と人との共生林	資源の循環利用林	
面積	育成単層林	73,508.95	72,555.81	64,399.09	3,286.57	5,823.29
	育成複層林	26,640.77	27,840.16	23,790.25	1,557.41	1,293.11
	天然生林	119,388.35	119,142.10	86,415.85	30,410.74	2,561.76
森林蓄積(m ³ /ha)		176	209			
林道整備率(%)						

注1) 育成単層林とは、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為¹により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業(育成単層林施業)が行われている森林。

2) 育成複層林とは、森林を構成する林木を択伐²等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層³を構成する森林(施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む)として成立させ維持する施業(育成複層林施業)が行われている森林。

3) 天然生林とは、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業(この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む)(天然生林施業)が行われている森林。

4) 現況については、平成17年3月31日現在の数値である。

5) 計画期末内訳の合計は四捨五入のため必ずしも一致しない。

1「人為」とは、植栽、更新補助(天然下種更新のための地表かきおこし、刈払い等)、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したものの。

2「択伐」とは、森林内の成熟木を数年から数十年ごとに計画的に繰り返し伐採(抜き伐り)すること。

3「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。

別表3 伐採立木材積

単位 材積：千m³

区分	総数			主伐			間伐		
	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数	2,676	2,334	343	541	375	166	2,135	1,959	177

注) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

別表4 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区分	人工造林	天然更新
総数	815	10,183

別表5 公益的機能別施業森林の区域
 (1) 水土保持林の区域

単位 面積：ha

区分	森林の区域(林班)	面積	
総数		177,959.11	
市町村別内訳	北見市	53,611.50	
	旧北見市	2224～2252, 2254～2256	7,338.22
	旧端野町	2223, 2275, 2282～2289	2,526.72
	旧留辺蘂町	1007～1012, 1014～1027, 1029～1081, 1083～1086, 1091～1131, 2041～2049, 2064～2073, 2076	34,103.69
	旧常呂町	2201～2222, 2262～2281, 2290～2291, 2294～2296, 2298～2299	9,642.87
	網走市	106～108, 110～123, 130～134	3,649.66
	大空町		2,355.10
	旧東藻琴村	2～3, 5～6, 254～263, 265～268, 270, 353	2,355.10
	旧女満別町		-
	美幌町	4～29, 43～52	5,897.85
	津別町	2001～2006, 2008～2033, 2035～2036, 2039, 2050～2107, 2111～2113, 2122, 2125～2126, 2130～2144, 2146, 2150～2177, 2179～2247	22,104.66
	斜里町	1118～1119, 1121, 1123～1140, 1142～1145, 1201～1203, 1207～1213, 1215～1217, 1219～1235, 1301～1305, 1307～1309, 1312, 1315～1316, 1377, 1410～1412, 1414～1417	16,620.15
	清里町	301, 1001～1012, 1014～1017, 1019～1028, 1038～1090, 1093～1095, 1100～1117	22,112.63
小清水町	301～317, 319～329, 331～341, 343～350, 352～353, 357～360	9,684.40	
置戸町	2, 5～23, 25～33, 35～70, 72～83, 85～92, 94～133	29,960.11	
佐呂間町	2001～2034, 2036, 2056, 2059～2060, 2063, 2077～2086, 2089～2091, 2094～2096	11,963.05	

注1) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

2) 森林の区域(林小班)は、北海道森林管理局計画課に備えおく別冊のとおりである。

(2) 森林と人との共生林の区域

単位 面積：ha

区分	森林の区域(林班)	面積	
総数		51,586.36	
市町村別内訳	北見市	2,247.11	
	旧北見市	2235, 2247, 2249 ~ 2250, 2252	186.82
	旧端野町	2286, 2288	10.47
	旧留辺蘂町	1028, 1047, 1062 ~ 1065, 1078 ~ 1098, 1131	1,523.94
	旧常呂町	2281, 2294, 2297, 22992 ~ 300	525.88
	網走市	101 ~ 106, 109 ~ 110, 112, 117, 123, 126 ~ 127	1,541.21
	大空町		699.61
	旧東藻琴村	6, 254 ~ 261, 265, 270, 353	615.20
	旧女満別町	128	84.41
	美幌町	6, 17 ~ 22, 24 ~ 42, 2026, 2030	3,998.78
	津別町	2031, 2034 ~ 2049, 2067, 2070, 2089 ~ 2092, 2098 ~ 2099, 2102, 2125 ~ 2126, 2135 ~ 2137, 2180, 2183, 2193 ~ 2194, 2203 ~ 2204, 2207 ~ 2208, 2212, 2214 ~ 2217, 2238	3,133.80
	斜里町	1119, 1121, 1123, 1125 ~ 1134, 1141 ~ 1143, 1201 ~ 1215, 1217, 1220, 1223, 1225, 1227 ~ 1228, 1232 ~ 1235, 1303, 1305 ~ 1381, 1410 ~ 1411, 1415 ~ 1417	32,973.03
	清里町	1003, 1008, 1010, 1012, 1016 ~ 1017, 1025 ~ 1026, 1043, 1045, 1047, 1051, 1053, 1057, 1059 ~ 1060, 1069, 1072, 1077, 1080 ~ 1083, 1095, 1097, 1099 ~ 1103, 1106, 1109	3,091.90
	小清水町	301 ~ 305, 335 ~ 336, 338 ~ 339, 346, 351, 353 ~ 358	1,451.79
置戸町	23 ~ 24, 34 ~ 39, 43, 52, 54, 60, 65 ~ 66, 68 ~ 71	1,510.09	
佐呂間町	2089 ~ 2090, 2092 ~ 2094, 2097 ~ 2101, 2110, 2124, 2129, 2235	939.04	

注1) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

2) 森林の区域(林小班)は、北海道森林管理局計画課に備えおく別冊のとおりである。

別表6 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

ア 開設すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長：km、面積：ha、材積：m³

種類	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域			備考
				面積	材積		
					針葉樹	広葉樹	
自動車道 (基幹)	留辺蘂町	大和	1.0	874.40	39,623	8,608	網走中部署
		北見富士	1.0	2,781.72	54,699	18,565	
		Y線	0.8	4,639.83	115,997	12,712	
		厚和	1.0	937.20	42,197	3,573	
		訓子府川	1.0	1,268.30	57,661	9,119	
	小計	5路線	4.8	10,501.45	310,177	52,577	
	津別町	上里本流	1.0	1,270.55	35,870	6,847	網走南部署
		相生本流	1.0	1,890.59	58,478	11,976	
		小計	2路線	2.0	3,161.14	94,348	
	基幹計		7路線	6.8	13,662.59	404,525	71,400
自動車道 (普通)	置戸町	左秋田	1.0	345.98	58,935	1,614	網走中部署
		奥の沢	1.0	389.90	47,487	1,424	
		中推常呂	1.0	1,591.86	56,563	23,308	
		下カワナイ	1.0	725.57	40,379	6,828	
		山鳥の沢	0.8	625.44	32,652	10,582	
		旭冷水の沢	1.0	829.80	46,832	3,849	
		下勝北	1.0	2,784.19	97,458	20,751	
		堤の沢	1.5	5,327.83	153,680	40,315	
		中春日	1.0	1,437.69	84,517	7,577	
	小計	9路線	9.3	14,058.26	618,503	116,248	
	留辺蘂町	金山1の沢	0.8	719.16	47,316	13,348	網走中部署
		ワツウンベケレ	1.0	1,007.80	26,900	15,707	
		3号沢	0.8	726.95	25,804	31,759	
		浄水	0.8	1,641.53	98,843	30,828	
		華梨場山	0.8	2,234.60	118,460	11,329	
		玉曳き	0.8	322.85	29,878	1,671	
		第2松木の沢	1.0	585.73	49,768	12,135	
	小計	6路線	6.0	7,238.62	396,969	116,777	
	佐呂間町	畑の沢支流	1.5	591.69	27,287	13,442	網走中部署
		渡辺の沢	1.0	524.93	28,144	13,155	
		山添の沢	0.8	599.89	41,802	17,644	
		仁倉左	1.0	615.89	19,696	9,421	
	小計	5路線	4.3	2,332.40	116,929	53,662	
	北見市	ボンニコロ1の沢	0.8	1,309.98	56,087	19,960	網走中部署
		幸の沢	0.8	234.59	16,845	2,579	
		相内右の沢	0.8	239.10	16,976	2,784	
	小計	3路線	2.4	1,783.67	89,908	25,323	
端野町	いこいの沢	1.0	616.66	3,951	9,226	網走中部署	
	堤越	1.0	750.74	40,719	18,594		
小計	2路線	2.0	1,367.40	44,670	27,820		

単位 延長：km、面積：ha、材積：m³

種類	位置 (市町村)	路線名	延長	利用区域			備考	
				面積	材積			
					針葉樹	広葉樹		
自動車道 (普通)	常呂町	277林班	1.0	1,442.73	32,272	38,978	網走中部署	
		ルペシュヘ沢	1.0	591.11	17,326	11,267		
		下附子	1.0	591.04	22,156	5,042		
		小計	3路線	3.0	2,624.88	71,754	55,287	
	津別町	13号沢	1.0	267.34	18,694	3,401	網走南部署	
		オンネナイ1の沢	1.0	482.19	16,844	5,897		
		オンネナイ3の沢	1.0	666.00	4,611	14,620		
		美都21号	1.0	1,191.45	6,394	23,503		
		上里24号下の沢	1.0	555.38	9,753	13,621		
		上里24号	1.0	701.50	35,976	12,727		
		津別左の沢	1.0	858.07	31,569	8,000		
		遠田部	1.0	585.27	29,368	7,628		
		7の沢	1.0	1,270.55	35,870	6,847		
		里美8の沢	1.0	892.54	14,179	5,170		
		美都17号	1.0	547.67	18,873	10,183		
		上里22号	1.0	446.36	20,786	5,224		
		上里支流	1.0	566.69	29,143	7,327		
		栄右の沢	1.0	336.95	13,755	3,902		
		桂沢	1.0	1,014.27	33,379	12,703		
		相生1の沢	1.0	929.29	27,727	6,594		
		小計	16路線	16.0	11,311.52	346,921	147,347	
	網走市	ポンオンネナイ沢	1.0	919.85	25,911	13,339	網走南部署	
		109林班	1.0	823.99	42,504	18,683		
		小計	2路線	2.0	1,743.84	68,415	32,022	
	東藻琴村	千草支線	1.0	471.37	25,464	11,208		
		小計	1路線	1.0	471.37	25,464	11,208	
	美幌町	13林班	1.0	559.43	32,789	8,558	網走南部署	
		16林班	1.0	738.35	64,758	9,242		
		ヌブタツ	1.0	594.93	13,793	10,984		
		トクシヨツベ支線	1.0	546.94	21,170	2,926		
		望湖	1.0	599.19	19,874	8,859		
		小計	5路線	5.0	3,038.84	152,384	40,569	
	小清水町	306林班	1.0	554.80	39,292	7,086	網走南部署	
坂上		1.0	679.70	32,480	7,071			
野上峠		1.0	675.87	83,370	6,103			
	小計	3路線	3.0	1,910.4	155,142	20,260		
清里町	ポンオニセツ	1.0	1,014.80	23,947	10,928	網走南部署		
	カラ沢	1.0	1,116.25	31,404	13,972			
	小計	2路線	2.0	2,131.05	55,351	24,900		
	普通計	57路線	56.0	50,012.22	2,142,410	671,423		
	合計	64路線	62.8	63,674.81	2,546,935	742,823		

イ 拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長：m

種 類	位 置 (市町村)	路線名	延 長	箇所数	備 考	
自動車道 (基幹)	置戸町	安住	500	1	網走中部署	
		批杷牛	500	1		
		旭	1,000	1		
		小屋の沢	500	1		
			上幌加	500		1
			平の沢	500		1
			岩松	1,000		1
			勝山	1,000		1
		小計	5,500	8		
	留辺蘂町	シケレベツ	500	1		
		無加川	1,000	1		
		厚和	500	1		
		小松沢	500	1		
		北見富士	500	1		
		小計	3,000	5		
	佐呂間町	仁倉	500	1		
		大金穂	1,000	1		
		丸山	1,000	1		
		小計	2,500	3		
	北見市	相内	500	1		
		北陽	500	1		
		小計	1,000	2		
	常呂町	日吉	500	1		
		忠福	500	1		
		幌内	500	1		
		小計	1,500	3		
	津別町	サマツケ	500	2		
		上里	500	1		
		遠田部2号	500	1		
		恩根	500	1		
		上里本流	500	1		
		相生本流	500	1		
		キキン岳	500	1		
		大昭	500	1		
		オンネナイ	500	1		
		小計	4,500	9		
	網走市	パイラギ	500	1		
		シービホロ	500	1		
		日並	500	1		
		新宮	500	1		
		小計	2,000	4		
	小清水	水上	500	1		
		泉	500	1		
		小計	1,000	2		
	清里町	オニセツプ	500	1		
		札弦川	500	1		
		アタクチャ	500	1		
		斜里川	500	1		
ペーメン		500	1			
江鷺奥		500	1			
ホロカサル		500	1			
	小計	3,500	7			
斜里町	オクシベ	500	1			
	斜里岳	500	1			
	海別	500	1			
	於近	500	1			
	真鯉	500	1			
	小計	2,500	5			
基幹 計			27,000	48		

種 類	位 置 (市町村)	路線名	延 長	箇所数	備 考
自動車道 (普通)	置戸町	曲がり沢線	500	1	網走中部署
		ピリカ	1,000	1	
		釧北	1,000	1	
	小計	2,500	3		
	留辺蘂町	花園	500	1	
		知来第二	500	1	
		知来	500	1	
		牧場の沢	500	1	
		武華岳	1,000	1	
		1 2 1 林班	500	1	
	やちぶきの沢	500	1		
	小計	4,000	7		
	北見市	美里	500	1	
		平安	500	1	
		福山	500	1	
	小計	1,500	3		
	常呂町	緋卯	500	1	
		浜影	500	1	
		緋牛内	500	1	
	小計	1,500	3		
	津別町	相生碎石沢	500	1	
		上里支流	500	1	
		里美5の沢	500	1	
		相生本流2の沢	500	1	
		美都	500	1	
		栄中の沢	500	1	
		大布	500	1	
	小計	3,500	7		
	網走市	オホーツク	500	1	
		卯越	500	1	
		越歳	500	1	
		オンネナイ	500	1	
		能取	500	1	
		古梅支線	500	1	
		昌運	500	1	
		新宮1号	500	1	
		新宮2号	500	1	
		新宮3号	500	1	
		能取山	500	1	
		小計	5,500	11	
		小清水町	1 1 9 林班	500	
	神浦の沢		500	1	
	水砥		500	1	
	坂上		500	1	
	小計	2,000	4		
	清里町	オサウシの沢	500	1	
		中の沢	500	1	
ハトイ札弦川		500	1		
ホロカ左の沢		500	1		
緑ダム		500	2		
斜里岳江鳶仙		500	1		
小計	3,000	7			
斜里町	オクシベ奥の沢	500	1		
	峰浜ヌカマツ	500	1		
	オベケブ	500	1		
	日の出	500	1		
小計	2,000	4			
普通 計		25,500	49		
合 計		52,500	97		

別表7 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林の所在及びその搬出方法

該当なし

別表8 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

所 在		面積	留意すべき事項	備考 (保安林等の種類)
市町村	地 区			
総 数		192,645.63		
北 見 市	市町村別の地区は、北海道森林管理局計画課に備え置くとおりである。	55,230.43	地形、地質、土壌等、気象の面から、森林の施業及び土地の形質変更に当たって土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらす、又は地域における水源の確保、環境の保全に支障を及ぼすことのないよう特に林地保全に留意する。	
旧北見市		7,519.00		水かん、土流
旧端野町		2,536.26		水かん、土流、その他
旧留辺蘂町		35,490.29		水かん、土流、干害、その他
旧常呂町		9,684.88		水かん、土流、土崩、干害、魚つき
網 走 市		4,521.71		水かん、土流、土崩、干害、その他
大 空 町		2,964.90		
旧東藻琴村		2,964.90		水かん
旧女満別町		-		
美 幌 町		7,278.71		水かん、土流
津 別 町		17,577.03		水かん、土流、干害
斜 里 町		26,768.39		水かん、土流、土崩、干害、その他
清 里 町		24,483.73		水かん、土流、土崩
小 清 水 町		10,060.56		水かん
置 戸 町		31,109.60		水かん、土流、土崩、干害
佐 呂 間 町		12,650.57		水かん、土流、干害、魚つき、その他

注1) 備考欄の「水かん」は水源かん養保安林、「土流」は土砂流出防備保安林、「土崩」は土砂崩壊防備保安林、「干害」は干害防備保安林、「魚つき」は魚つき保安林、「その他」は砂防指定地、地すべり防止地区、山地災害危険地区である。

2) 総数は四捨五入のため必ずしも一致しない。

別表9 森林の土地の保全ため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法

該当なし

別表 10 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

10 - 1 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積 : ha

保安林の種類	面積	備考
保安林総数（実面積）	218,087	
水源かん養のための保安林	174,655	
災害防備のための保安林	36,999	
保健、風致の保存等のための保安林	15,708	

注) 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源かん養のための保安林等の合計に一致しないことがある。

10 - 2 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積

該当なし

10 - 3 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

該当なし

別表 11 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし

別表 1 2 治山事業の数量

単位 地区

所 在		治 山 事 業 施 行 地 区 数	主 な 工 種	備 考
市町村	区域 (林班)			
北 見 市		39		
旧北見市	2223, 2234, 2240, 2243 ~ 2244	7	植栽工・本数調整伐	
旧端野町	2283 ~ 2289	8	植栽工・本数調整伐	
旧留辺蘂町	1043 ~ 1045, 1084, 1095, 1096, 1116 ~ 1118, 1127, 1128	11	溪間工・植栽工・本数調整伐	
旧常呂町	2203 ~ 2204, 2208 ~ 2209, 2211, 2214 ~ 2215, 2221, 2270 ~ 2274	13	溪間工・本数調整伐	
網 走 市	105, 110, 111, 112	5	溪間工・植工・本数調整伐	
大 空 町		2		
旧東藻琴村	2, 3	2	本数調整伐	
美 幌 町	11, 16, 24, 29, 49 ~ 51	7	植栽工・本数調整伐	
津 別 町	2012, 2014, 2015, 2091, 2195, 2196, 2198, 2200	8	植栽工・本数調整伐	
斜 里 町	1141 ~ 1145, 1224, 1226, 1302, 1326, 1330 ~ 1332, 1342 ~ 1344, 1377, 1380, 1410, 1411	17	溪間工・山腹工・植栽工・本数調整伐	
清 里 町	1007, 1008, 1044 ~ 1053, 1082	13	溪間工・植栽工・本数調整伐	
小 清 水 町	355 ~ 360	6	植栽工・本数調整伐	
置 戸 町	41 ~ 42, 76 ~ 80, 97 ~ 98, 102, 121 ~ 122, 126 ~ 127	14	溪間工・植栽工・本数調整伐	
佐 呂 間 町	2023, 2089 ~ 2090	3	溪間工・本数調整伐	
合計		114		

別表 1 3 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位 面積：ha

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考	
	市町村	区域		伐方	採法 その他		
保安林	水かん	北見市		39,083.15	保安林の指定 施業要件の範囲 内とする。		
		旧北見市		1,449.28			
		旧端野町		847.25			
		旧留辺蘂町		34,112.81			
		旧常呂町		2,673.81			
		網走市	森林の区域 (林小班) は、北海道森 林管理局計画 課に備えおく 別冊のとおり である。	1,884.52			
		大空町		2,964.90			
		旧東藻琴村		2,964.90			
		美幌町		7,275.12			
		津別町		16,099.46			
		斜里町		22,013.09			
		清里町		19,182.14			
		小清水町		10,052.51			
		置戸町		30,761.01			
	佐呂間町	9,525.50					
	小計			158,841.40			
	土流	北見市					13,953.77
		旧北見市					6,069.72
		旧端野町					1,686.98
		旧留辺蘂町		251.52			
		旧常呂町		5,945.55			
		網走市		2,165.47			
		美幌町		3.59			
		津別町		1,156.91			
		斜里町		4,182.07			
		清里町		5,253.38			
		置戸町		84.25			
佐呂間町			1,185.01				
小計			27,984.45				
土崩	北見市		23.16				
	旧常呂町		23.16				
	網走市		380.13				
	斜里町	(0.34)	472.54				
	清里町		48.21				
	置戸町		6.95				
	小計	(0.34)	930.99				
飛砂	北見市		142.27				
	旧常呂町		142.27				
	小清水町		65.79				
小計		208.06					

注)()書きの数値は重複制限林で外書きである。

種類	森林の所在		面積		施業方法		備考
	市町村	区域			伐方	採法	
防風	北見市	森林の区域 (林小班) は、北海道森林 管理局計画 課に備えお り別冊のと おりである。		286.90			保安林の指定 施業要件の範 囲とする。
	旧常呂町			286.90			
	網走市			126.25			
	斜里町			342.22			
	清里町			248.17			
	小清水町			475.58			
	佐呂間町			206.82			
小計			1,685.94				
潮害	斜里町			1,355.32			
	小清水町			183.39			
小計				1,538.71			
干害	北見市			1,643.02			
	旧留辺蘂町			1,117.98			
	旧常呂町			525.04			
	網走市			86.91			
	津別町			317.90			
	斜里町			98.10			
	置戸町			257.39			
	佐呂間町			1,643.90			
小計				4,047.22			
防雪	清里町			0.08			
小計				0.08			
落石	置戸町			58.94			
小計				58.94			
魚つき	北見市			310.76			
	旧常呂町		(206.56)	310.76			
	佐呂間町		(206.82)	86.06			
小計			(413.38)	396.82			
保健	北見市		(1,078.07)	1.10			
	旧北見市		(132.72)	1.10			
	旧留辺蘂町		(465.53)				
	旧常呂町		(479.82)				
	網走市		(1,059.08)	452.78			
	大空町		(519.12)	78.42			
	旧東藻琴村		(519.12)				
	旧女満別町			78.42			
	美幌町		(799.99)	0.04			
	津別町		(1,355.82)	493.05			
	斜里町		(808.70)	4,050.33			
	清里町		(718.04)	160.84			
	小清水町		(998.19)	167.15			
	置戸町		(1,050.36)	288.44			
	佐呂間町		(291.62)	223.23			
小計			(8,678.99)	5,915.38			

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積	施業方法		備考
	市町村	区域		伐 方	採 法 その他	
保安林	風致	網走市	森林の区域（林 小班）は、北海道 森林管理局計画課 に備えおく別冊の とおりである。	(128.42)	0.56	保安林の指定 施業要件の範囲 内とする。
		大空町		(78.42)		
		旧女満別町		(78.42)		
		佐呂間町		(58.98)		
	小計		(265.82)	0.56		
計			(9,358.53)	201,608.55		
砂防 指定地	北見市		(15.22)	6.49	択伐、禁伐	
	旧端野町			2.03		
	旧留辺蘂町		(15.22)	4.46		
	網走市			2.43		
	斜里町			2.59		
	佐呂間町			1.15		
計			(15.22)	12.66		
国立公園	特別保護地区	斜里町		(2,662.84)	10,982.91	11(1)ウの表に よる。 知床国立公園・阿寒国立公園
	小計			(2,662.84)	10,982.91	
	第一種	大空町		(49.84)		
		旧東藻琴村		(49.84)		
		美幌町		(1,253.64)	5.07	
		斜里町		(2,132.68)	2.99	
		小清水町		(432.87)	19.70	
	小計			(3,869.03)	27.76	
	第二種	大空町		(481.67)	5.40	
		旧東藻琴村		(481.67)	5.40	
		美幌町		(9.90)		
		津別町		(1,278.76)	58.16	
		斜里町		(1,259.02)	9.33	
		清里町		(444.25)	16.07	
	小清水町		(410.67)	17.45		
小計			(3,884.27)	106.41		
第三種	斜里町		(1,680.24)	1,750.68		
小計			(1,680.24)	1,750.68		
計			(12,096.38)	12,867.76		

単位 面積：ha

種 類	森林の所在		面 積		施業方法			備考
	市町村	区域			伐方	採法	その他	
国定公園	特別保護地区	斜里町		(8.76)	0.87	11(1)ウの表による。	網走国定公園	
		小清水町		(32.23)	6.75			
	小計			(40.99)	7.62			
	第一種	北見市	森林の区域(林小班)は、北海道森林管理局計画課に備えおく別冊のとおりである。	(339.03)	13.65			
		旧常呂町		(339.03)	13.65			
		網走市		(128.42)	0.96			
		大空町		(78.42)	5.99			
		旧女満別町		(78.42)	5.99			
	小計			(545.87)	20.60			
	第二種	北見市		(140.79)	2.28			
		旧常呂町		(140.79)	2.28			
		網走市		(210.31)	9.72			
		斜里町		(291.06)	28.18			
		小清水町		(213.23)	73.15			
		佐呂間町		(281.30)	4.67			
	小計			(1,136.69)	118.00			
	第三種	網走市		(2,747.28)	66.48			
佐呂間町			(231.36)	5.15				
小計			(2,978.64)	71.63				
計			(4,702.19)	217.85				
道立自然公園	第一種	斜里町		(644.66)	11(1)ウの表による。	斜里岳道立自然公園		
		清里町		(893.63)				
	小計			(1,538.29)				
	第二種	清里町		(17.44)			1.24	
	小計			(17.44)			1.24	
	第三種	斜里町		(270.14)				
清里町			(335.55)					
小計			(605.69)					
計			(2,161.42)	1.24				
鳥獣保護区	特別保護地区	北見市		(380.70)	11(1)オの表による。			
		旧留辺蘂町		(28.02)				
		旧常呂町		(352.68)				
		斜里町		(10,779.65)				
		大空町		(84.41)				
		旧女満別町		(84.41)				
		置戸町		(54.36)			0.08	
計			(11,299.12)	0.08				
史跡名勝天然記念物		北見市		(73.41)	11(1)Iの表による。			
		旧常呂町		(73.41)				
		大空町		(38.22)				
		旧女満別町		(38.22)				
		斜里町		(29.64)			6.82	
		清里町		(40.47)				
計			(181.74)	6.82				